

# 西粟倉村農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 3年 5月25日 (火) 午後6:47～ 7:40

2. 開催場所 役場第1会議室

3. 出席者

農業委員	事務局
○ 青木英隆	事務局長 萩原 勇一
○ 萩原眞壽雄	事務員 萩原 眞幸光
○ 上山光重	
○ 高木宣美	
○ 神原秀吾	
○ 政久剛志	
○ 井上 誠	
○ 春名光博	
○ 新田 茂	
○ 春名昌美	
○ 田中裕之	
○ 小椋義宣	

4. 議事日程

- ・ 議事録署名委員の選出
- ・ 議案第1号 農地法第3条
- ・ 議案第2号 基盤強化法第19条
- ・ 議案第3号 農業振興地域整備計画変更に関する意見照会
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3
- ・ 報告第2号 現況証明

5. 議決事項

- ・ 議案第1号 許可・不許可
- ・ 議案第2号 許可・不許可
- ・ 議案第3号 許可・不許可・保留

6. 内容

事務局長	<p>それでは、5月の農業委員会を始めさせて頂きたいと思います。会長よろしくお願 いします。</p>
会長	<p>議題にそって審議していきたいと思いますのでよろしくお願 いします。</p> <p>まず、今回の議事録署名委員の指名をします。今回は、議席番号5番の神原委員と 6番の政久委員にお願いします。</p> <p>それでは、事務局から説明をよろしくお願 いします。</p>
事務局	<p>失礼します。</p> <p>新型コロナウイルスの感染防止に伴い、議案の読み上げを省略する等の議事の一部 を簡略化して進めて参りたいと思いますのでご了承ください。</p> <p>では、資料2ページ目をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第3条にかかる所有権移転の設定についてです。 今回は、2件の申請がありました。</p> <p>■申請番号1-4番 譲渡人 美作市 [REDACTED] 氏 譲受人 西栗倉村 [REDACTED] 氏</p> <p>■申請番号1-5番 譲渡人 兵庫県 [REDACTED] 氏 譲受人 西栗倉村 [REDACTED] 氏</p> <p>各申請の申請書類は、3~15ページに添付しております。 以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>第1号議案について、何かありますでしょうか。</p>
<p>(意見聴衆)</p> <p>特になし</p>	
会長	<p>他に無いようでしたら、第1号議案についてはご承認いただきました。</p> <p>次に、第2号議案について、事務局から説明願 います。</p>
事務局	<p>議案第2号 P16 基盤強化法第19条(農業経営基盤強化促進法)に係る利用権の設定についてです。 今回、1件の申請がありました。うち新規の設定が0件、再設定が1件となります。</p> <p>■申請番号1-3番(賃貸借) 2筆 利用権の設定をうける者 西栗倉村 [REDACTED] 氏</p>

	<p>利用権の設定をする者 西栗倉村 [REDACTED] 氏</p> <p>各申請の申請書類と利用権設定する土地の地積図を 17～18 ページに添付しておりますのでご確認ください。 以上で説明を終わります。</p>
会長	第2号議案について、何かありますでしょうか。
(意見聴衆)	
特になし	
会長	<p>他に無いようでしたら、第2号議案についてはご承認いただきました。</p> <p>次に、第3号議案について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>議案第3号 P20</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律第13条に係る農業振興地域整備計画変更に関する意見照会についてです。</p> <p>■番号1</p> <p>転用事業者 西栗倉村大字 [REDACTED]</p> <p>土地所有者 西栗倉村大字 [REDACTED] 氏</p> <p>本件については、現在利用している貯木場の拡張で、地域資源供給システムや木質ガス化発電を運用するうえで必要な用地であり、農振除外案件です。</p> <p>詳細は 21～24 ページに添付しておりますのでご確認ください。 以上で説明を終わります。</p>
会長	第3号議案について、何かありますでしょうか。
(意見聴衆)	
青木代理	除外の申請は本人からでとんか。
事務局	村からです。 [REDACTED] と [REDACTED] さんからです。
青木代理	<p>これ前にも言ったけど、簡単に農振地域を抜くってことはできるんか。村の一等地だけれども。</p> <p>僕らが、行政がすることいろいろという訳じゃないんじゃけど、こんな良い土地を木をおくだけの土地では、他に良い所があるんじゃないのかな。ここらも一等田を潰してしまわないけんのかな。去年反対側にして欲しとお願いしたんじゃけど。聞く耳なし。</p> <p>去年の農業委員にでとるけど、あのハウスにしる貯木場にしろ、なんでそこじゃなきゃいけないのか、そこありきで、役場が進めてきて、 [REDACTED] にさせるのが。道路をへだてて [REDACTED] の土場にしたらええんじゃないかと言ったんじゃけど、そこは重機がまわらんでいけんのじゃ、とか役場が決めてかつかとるけん、なんぼ農業委員会</p>

	が反対しても、貯木場になったり農振地除外できたり、そうなったら農業委員会はいらんのんじゃないか。農業委員会解散してもいいんじゃないか。
委員	もう本人と契約してあるんじゃろ。
事務局長	契約はまだです。
委員	金もわたつとるんじゃろ。いちごも。
事務局長	いちごハウスは■■■■さんの事業でされるのでとりあえず貸してくださいとは内々で話はされていると思います。こっちは契約してないです。今年事業を申請している所です。先ほど出ているなんでここじゃないといけんのじゃ、って所については、今の貯木場ってところは、いったんそこで選別するところです。それから、木を動かすとする、それぞれ一回トラックに積んで動かすって事になると、コストがかかるって事になります。と言うことで、同一の土場の中でする方が、コストがかからないという事で、村としても都合がよいと言うことで、選定をしています。ありきでいきよるがな、とご意見をいただいています、出来ればご理解を頂いてここをさせていただきたいなという村の意向でございます。場所について、なんでここじゃないといけんのかって事になりますと、先ほども言いました様に、ずっと木を動かすのにコストがかかってしまいますので同じ場所でせざるをえないという。村の判断でございます。
委員	段階をふんでもらってしてもらうのが農業委員会としても良いんですけど、しらんまにどんどん話しが進んでしまっ、報告事項になってしもうと。その点が前にいざこざがあったように、反対側だったら■■■■がふえんなどという事をきいたので、それも踏まえてここをこうしようと言うことを事前にありさえしたら、役場がすることは、こちらは何も言えんし、農業委員会通して無いそういう事実を聞かれたこともあったし、こうなんですっていう計画段階で話をしてもらわんと、わかりました、お金をもらいよりも、では面白くない。ハウスにしてもなんにしても事前の時に写真なり検査で会長なり副会長なり話があったらよかつたんじゃないけど。立ち会いも無し何にも無しで、写真だけ、書類だけなら、農業委員の意味もあるんで、ちょっと面白くないのが事実です。
委員	役場が指導しとつても最終的に農業委員会が承諾せなんだらいけんのじゃろ。
事務局長	はい。そうですね。 この意見書を付して県の方へ提出しないといけないので、極端に言いますと、いいよと言う意見をいただかないと、提出できないのです。
委員	例えば、農業員会で保留って事になったときにはどうするの。
事務局	次の件に変更協議というのをおこなう。農業委員さんと JA さんになるんですけど同意書をつけることが必須となりますので、こちらで否決されればあらためて農業委員会をかけるという手続きを再度踏むことになると思います。
委員	選別も一つの所しかできんの。
事務局長	今が、山から出てきた木を A 材 B 材 C 材がわかるんですけど、その C 材と B 材の一部行き先のない木を、薪にしたり、チップにしたり燃料ににして、村のなかで使おうという事にして。ということで 2 カ所で A 材 B 材 C 材を選別してると、同じ

	物を2か所もかかえないといけなくなるので、1カ所に集約したい。その方が重機もふくめて余分な投資をしなくて済むと言うことです。先ほど言われた様に、寸前になっていきなり言うて来るのは、面白くないがなといわれるのは、確かだと思えます。これまでの農業委員会のその他でも、こんなふうに思っていて、事業が村の方で思ひよんですってのは逐次やって行くべきだと反省しております。今後、似たような事が出てきてときには、情報提供からやっていきたいと思えます。
委員	いよる事もわかるんじゃないけど。ここじゃ無しに、全部他に移動することはできるのか。
事務局長	ここまで投資してきてるので、村も、新たについていうと、億のお金がかかります。
委員	ある程度の大きさがあればできるんじゃない。
事務局長	そうですね。
委員	だからその必要なものだけを持ってくればいいんじゃない。大きな物は置いて、使う物だけを持っていけばええんじゃない。面積的にこんだけ、仮に違うことができるんじゃない。そんな事も検討したん。どのぐらいのスペースがあればなど検討してない。今の場所でならどのぐらいでとか検討してない。
事務局長	今の、元々の土場が2000から3000ぐらいで、今がだいたい9000出てきてる状態です。なおかつその中から、薪をつくったりこの辺の暖房のチップを作ったりを今四苦八苦しながらやっている状態でそのチップも乾燥がなかなか出来ない状態で、高い乾燥チップをよそから買ってきている状態です。それを村の中でちゃんと出来るように、計画しています。今回のこんだけの面積にさしてくださいってのは、乾燥するのに村の施設の薪とかチップの乾燥、もともと原木を乾燥させるのに4回転ぐらいさせるのに、最低限の面積と置く場所を作ればと言うことの見込みを考えてこのスペースってのを計算してます。
委員	じゃで、そこしか考えてないんじゃない。一つしか考えてない。いろんな事を考えてないんじゃない。
事務局長	基本的には山から出てくる所を1カ所にしたいってのが根本があります。
委員	ある程度の費用がかかるかもしれんけど、低コストでなんとか出来ますよってのは考えて無い。絶対せないけん。頭から考えてない。あそこありきでやって、そのまま進めたらええがな、で来ているから。
事務局長	結局、あそこの土場から木材を移動させようとする、1㎡なり搬出するのにもコストがかかりますので、それを出さないということを考えてました。なので、この拡張をするということを考えてます。
委員	全部しろとは言っていない。少し大きい所をこしらえれば、動かさなくてもいいことが出来てくるがな。 そこでないといけん。っていう、はっきりした理由がわからん。
事務局長	そういう意味で行くと、今の村有の土地で乾燥させる事をあそこが手詰でかわして、試算はしてみたんですけど、その余分に1千万円ぐらいかかりそうだったんです。なのでそれは断念したんですけど、今の土場でやりくりやってみようって事をやってみようと試みてみました。
委員	ぼくらとしたら良い場所をどんどん取られて行くのがおかしいのではないかな。というのがあるから言っただけ。

委員	前回のいちごのハウスも再度検討もいるんじゃないか、と言ってたんだけど、上山参事はきめとったわけよ。いちごするんじゃないたら、引谷の奥でもなんぼでも良いところがあるんじゃない。夏苺するんじゃないたらそちらの方がよいのではないのでしょうか、と話もした。聞く耳もたず、役場の決定事項じゃった。今度は貯木場じゃ。
委員	一番ええとこ。どんどん1haぐらいとられて、農業委員会、百姓しよるもんはどうしらええんじゃないってなる。農業委員会の機能がはたせよらんとなったら、農業委員会が必要無いんじゃないか。
委員	影石がええ例じゃわ。影石がいちばんええ土地で、田んぼも沢山あったんじゃ。それで次々施設ができて、高速道路までついた。米作業者は2戸しかないんじゃない。土地が一番西栗倉村の中でも少ないんじゃない。こうしてどんどん減ってきて、西栗倉の将来の農業が不安じゃわ。だから、こういうのはここでなくてもよかったと思う。いちごでも、向こう側の方が良かったんじゃ。向こう側は高くつくってことでこっちにしたんじゃ。そんなことで理由にするのはどうかな。今回は一カ所に固まりすぎた。ハウス・貯木場・あんなええところが無くなるのは、西栗倉の農業を案ずるわ。影石と同じようになる。
委員	ええとことばっかりつかって、端ばっかりの三角が残って、将来的に農業する人がおらんようになってしまう。今はわしらがしよるけど、若い人が農業しようおもっても、きたなげな所ばかりなんでせんようになる。そのことを心配するんじゃない。西栗倉もそういうことを考えてもらてしてもらわんと、する人がおらんようになる。
委員	今後もこんなよい土地が今後もでるようなら僕らは賛成できん。今回もできん。
委員	ある程度計画があつての事。いろんな所にいってどうしてもここしか出来んっていうならまだしも、ここありきじゃできんな。
事務局長	はい。今後の村の事業の展開については、情報提供でこの場に出して行けるようにしていきたいと思っております。その部分についてはご理解いただけたらと思っています。
委員	これはチップ工場もするんか。
事務局長	チップも製造します。 ほぼ貯木場スペースです。 建物っても小屋がちよびっと建つぐらいです。作ったチップが雨にかからないようにする、シャッター3枚分ぐらいです。それぐらいの小屋です。
委員	システムバイオマス発電施設の需要ににあう木質チップの製産スペースと原木の天然乾燥スペース、バイオマスの工場も出来るって事じゃな。
事務局長	工場というか、小さい機械でチップをつくりよるんですけど、その少し大きな機械がはいるんですけど、その機械も移動式の機械が入ってきて、雨にかかんように貯蔵しておくのが出来るぐらいです。 ご意見があったように事前に優良農地をつぶして事業を展開しよるがなというご意見についてはちゃんと受けたまわって今後の事業するいちについては考えて行きたいです。
委員	事務局長が代わったら、また同じ事になるんじゃないけん、今回は保留にさせてもらって、次回にほんまにここじゃないといけんという理由書みたいなのと、今後はこういう農地をつぶしません、という宣言を村長か課長なり書いて、みんなに配ってその意思を見せてもらわんと、また絶対出てくるけん。裁決とってもらってええけど、保留にさせてもらってや。次回にここでないといけんのんじゃないという理由書と

	<p>今後は優良農地を極力残しますと。ちゃんと出してもらわんと、農業委員会の機能が無い。ほん出てきて、よろしいよろしいじゃ、農業委員会はいらん。</p>
委員	<p>次回までに持ち越してという。裁決をしても良いのではないですか。</p>
委員	<p>今回も地目はそのままいくつもりじゃろ。前も話したけどきいてもらえなんだ。ようするに形状をかえるんじゃろ。田んぼじゃないんじゃろ。</p>
事務局長	<p>そうです。</p>
委員	<p>そういうところから、ほんとは委員会が決めるんじゃない。安いとか事情があったりはあるんじゃけど、一応委員会としては、おかしくないか、とかいわないけんと思います。形状をかえるんじゃけん。ええ田んぼをつぶすより、もっと大きな問題だと思います。</p>
事務局	<p>農振地をはずしたあとに転用が必要なんだと思います。</p>
委員	<p>森林組合の土場もそうじゃがん。 それも昔からなんかもしれんけど、これも昔から農業委員会がええがなええがなとなってきたんじゃないかな。 それは筋としておかしいがなといわないけん。</p>
事務局長	<p>そこについてもこの土場に限らずいろんなところがあるんですけど、できるだけ村も貯金をしながらそういう所をちゃんと所有権移転して取得するって事をいっぺんにはできんのんですけど、順序はやろうとしよんです。過去にそれでやってきたという経緯はあるんですけど。そこはちゃんとしていきたいです。</p>
代理	<p>みなさんの言うとおりの、実証する書類的なものだと思います。来月無理であれば再来月、とりあえず、みなさんに書面で理解してもらわんと。それなりの書類を出してください。</p>
会長	<p>次回に繰越ということで、賛成のかたは手を上げてください。</p>
	<p>(全員一致で保留の意向)</p>
会長	<p>次回までにここに選定した理由。高木委員から言われましたように、今後の村の方針といったところをだして次回に提出ということでよろしいでしょうか。</p>
会長	<p>以上、多数決により、第3号議案については保留となりました。</p> <p>次に、報告事項第1号について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>■報告事項第1号 P25をご覧ください。 農地法第3条の3の規定による届出についてです。 2件の届出がありました。</p> <p>■報告番号2番                   1筆 所有者 西栗倉村大字 [REDACTED] 届出人 西栗倉村大字 [REDACTED] 氏</p> <p>■報告番号110番               2筆 所有者 西栗倉村大字 [REDACTED] 氏</p>

	届出人 西栗倉村大字 [REDACTED] 氏  詳細は、26～33 ページになります。  以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。
会長	事務局からの報告が終わりました。何かありますでしょうか。
(意見聴衆)  特になし。	
会長	他に無いようでしたら、次に、報告事項第2号について、事務局から報告願います。
事務局	報告事項第2号 34 ページ 法務局照会に係る現況証明についてです。  ■ 申請番号7号 2筆 申請人 西栗倉村大字 [REDACTED] 氏  農業委員3名と現地を確認したところ、原野と判断されましたので、岡山地方法務局津山支局に回答しております。 詳細は35～38 ページに添付しております。  以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。
会長	事務局からの報告が終わりました。何かありますでしょうか。
(意見聴衆)	
青木代理	図面や写真の画質を挙げてもらいたい。
事務局	了解しました。
会長	他に無いようでしたら、事務局からその他ありますでしょうか。
事務局	① パンフレットについて説明
会長	以上よろしいでしょうか。  無いようでしたら以上で、議事を終了します。事務局にお返しします。
事務局	お疲れさまでした。

	それでは、閉会の辞を会長代理お願いします。
会長代理	みなさんありがとうございました。農業委員会始まって以来じゃないかと思えます。役場の方で良い審議してください。よろしく願いいたします。本日はお疲れさまでした ～閉会～

年 月 日

議事録署名委員

---

議事録署名委員

---